

第12号議案

ふじみ野市立市民交流プラザ条例

ふじみ野市立市民交流プラザ条例（平成17年ふじみ野市条例第120号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の幅広い活動と人とのふれあいや世代間の交流などの様々な市民交流活動を通じて、活力ある地域社会づくりを進めるため、ふじみ野市立市民交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）をふじみ野市福岡一丁目2番5号に設置する。

（業務）

第2条 交流プラザは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 交流プラザの利用に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、交流プラザの設置の目的を達成するために必要なこと。

（休館日）

第3条 交流プラザの休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、交流プラザの管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

（利用時間）

第4条 交流プラザの利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

（利用の許可）

第5条 交流プラザを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可をする場合において交流プラザの管理上必要があると認めるときは、当該利用に係る条件を付することができる。

（利用の制限）

第6条 市長は、交流プラザの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 交流プラザを損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交流プラザの利用を制限する必要があると認めるとき。
- 2 交流プラザを引き続いて利用できる期間は、5日とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用権の譲渡等の禁止）

第7条 第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は交流プラザの管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくは交流プラザの利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

（使用料）

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の免除）

第10条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

（使用料の還付）

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（原状回復の義務）

第12条 利用者は、交流プラザの利用が終了したときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第6条の規定により利用を制限され、又は第8条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

（損害賠償）

第13条 利用者は、故意又は過失により交流プラザを損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（遵守事項及び指示）

第14条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
 - (2) 交流プラザの維持管理に関する業務
 - (3) ふじみ野市立児童センター条例（平成17年ふじみ野市条例第90号）第2条に規定するふじみ野市立東児童センターの施設の維持管理に関する業務（同条例第14条第1項第3号に規定する業務を除く。）
 - (4) ふじみ野市保健センター条例（平成17年ふじみ野市条例第102号）第2条に規定するふじみ野市保健センターの施設の維持管理に関する業務
 - (5) ふじみ野市立児童発育・発達支援センター条例（令和3年ふじみ野市条例第1号）第1条に規定するふじみ野市立児童発育・発達支援センターの施設の維持管理に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 第1項の規定により、指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第3条第2項、第4条第2項、第5条、第6条、第8条、第11条ただし書、第12条第2項及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第2項、第4条第2項及び第6条第1項第3号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第9条の見出し、第10条（見出しを含む。）、第11条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第9条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」と、第10条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により、指定管理者に交流プラザの管理を行わせる場合において、前項の規定により読み替えて適用される第9条の規定により利用者が納付すべき利用料金は、指定管理者の収入とする。
- （指定管理者が行う管理の基準）
- 第16条 指定管理者は、法令、条例、条例による規則その他市長が定めるところに従い、交流プラザの管理を行わなければならない。
- （その他）
- 第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 附 則
- （施行期日）
- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前に改正前の条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 別表（第9条関係）

（単位：円）

時間区分 施設区分	午前 (午前 9 時から正午 まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	夜間 (午後 6 時から午後 9 時 30 分まで)
展示ルーム	1, 400	1, 900	1, 700
軽体操室	1, 100	1, 500	1, 300
A 会議室	600	800	700
多目的ホール	2, 200	3, 000	2, 600
多目的ホール控 室兼打合せ室	300	500	400
B 会議室	500	700	600
音楽練習室	900	1, 200	1, 100
特別会議室	1, 000	1, 300	1, 100

備考

- 1 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。
- 2 ふじみ野市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学している者以外の者が利用する場合の使用料は、当該区分の使用料の金額に 1.5 を乗じて得た額とする。
- 3 入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。以下同じ。）を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる 1 人当たりの入場料の額に応じ、当該各号に定める率にこの表の金額を乗じて得た額とする。
 - (1) 500 円以下の場合 1.2
 - (2) 500 円を超え 2,000 円以下の場合 1.3
 - (3) 2,000 円を超え 3,000 円以下の場合 1.5
 - (4) 3,000 円を超える場合 1.8

令和 4 年 2 月 21 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの設置に伴い、指定管理者の業務に同施設の維持管理に関する規定を加え、併せて条文を整備するため、ふじみ野市立市民交流プラザ条例の全部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。